

令和 8 年 4 月採用

社会福祉法人女川町社会福祉協議会正規職員（大学卒）採用募集要領

令和 7 年 10 月

◎受付期間 令和 7 年 10 月 6 日（月）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで（※当日消印有効）

◎試験日 第 1 次試験 令和 7 年 11 月 30 日（日）

第 2 次試験 令和 7 年 12 月 19 日（金）

1 採用区分・採用予定人数・職務内容

採用区分	採用予定人数	職務内容
正規職員（大学卒） ※短期大学を除く。	若干名	社会福祉法人の事務局の総務や会計事務、相談業務、地域福祉推進に関する業務全般又は地域包括支援センター若しくは地域活動支援センターの業務

2 採用予定時期 令和 8 年 4 月 1 日

3 応募資格

以下の要件を全て満たす者としてします。

- （1）平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
- （2）社会福祉士資格（令和 8 年 3 月末までに受験資格を有する者を含む。）又は社会福祉主事任用資格（令和 8 年 3 月末までに任用資格を取得する者を含む。）を有する者
- （3）普通自動車運転免許を有する者又は令和 8 年 3 月末までに資格を取得する者（オートマ限定可。）

※ただし、上記（1）～（3）の要件を満たしていても、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験内容

	種目	内容
第 1 次 試験	教養試験 （択一式）	大学卒程度の一般的知識及び知能についての筆記試験 （40 題 2 時間）
	小論文	社会福祉関係についての記述試験（800 字 1 時間）
第 2 次 試験	面接試験	職員としての適格性について面談（個別面接）

※最終合格者は、所定の健康診断書を提出していただきます。

5 試験日時・試験種目・試験会場

	試験日時・受付時間		試験種目	試験会場
第1次試験	令和7年 11月30日(日)	10:00 ～12:00	教養試験 (択一式)	社会福祉法人女川町社会福祉協 議会(女川町地域福祉センター 1階 会議室) 〒986-2243 女川町鷺神浜字堀切山107-17 電話 0225-53-4333
		13:00 ～14:00	小論文	
第2次試験	令和7年12月19日(金) ※第1次試験合格者に個別に 通知します。		面接試験	第1次試験会場と同じ

6 受験申込受付期間・手続き等

受験申込 受付期間	令和7年10月6日(月)から令和7年10月27日(月)まで ※持参の場合は、令和7年10月27日(月)午後5時まで ※郵送の場合は、締め切り日当日の消印有効
受験申込み方 法及び申込先	下記①の「受験申込書」に必要事項を記入し、②～⑥の書類を添えて 申込みして下さい。 ①受験申込書(兼受験票)(本会所定様式) 必要事項を記入し、所定箇所2か所に写真貼付のこと。 写真は、縦4cm×横3cm、正面、脱帽、上半身、無背景で6カ月以 内に撮影したものに限ります。 ②履歴書(JIS規格、写真貼付箇所あり) ③最終学歴の卒業証明書 ④資格要件を証明する書類 社会福祉士登録証の写し又は受験資格取得見込証明書、社会福祉主 事任用資格取得証明書の写し又は任用資格取得見込証明書 ⑤普通自動車運転免許証の写し ⑥受験票送付用封筒(長形3号) ※封筒の表に、送付先の郵便番号、住所、氏名を記入し、切手460 円分(簡易書留郵便料金分)を貼付のこと。 なお、提出された履歴書等は返却しませんので、ご了承ください。 【申込書請求・申込先】 〒986-2243 女川町鷺神浜字堀切山107-17 社会福祉法人女川町社会福祉協議会 事務局担当 伊藤、鈴木 電話 0225 (53) 4333
受験票の交付	受験票は受付締切後に発送しますが、第1次試験日の1週間前までに 届かない場合は、上記申込先担当まで問い合わせ下さい。

7 合格発表

第1次試験の結果	令和7年12月上旬に受験者全員に通知します。
第2次試験の結果	令和7年12月下旬に第2次試験受験者に合否を通知します。

8 給与等

- (1) 初任給は、本会の給与規程に定めるところによります。
213,600円～(4年大学・新卒の場合)
なお、職務履歴等がある場合は本会規程により加算のうえ初任給が決定されます。
- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。
- (3) 規程等の改正により、給与等の額は改定されることがあります。

9 勤務日及び勤務時間等

- (1) 勤務時間 午前8時30分～午後5時30分(うち1時間休憩)
- (2) 勤務日 週5日
- (3) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
- (4) 休暇等 有給休暇のほか本会規程に基づく各休暇
※会議や行事等により、時間外勤務や休日出勤の場合があります。

10 社会保険等

- (1) 社会保険(健康保険、厚生年金保険)、雇用保険、労災保険に加入します。
- (2) 全社協退職手当積立基金制度に加入します。

11 その他

受験資格がないこと、提出書類の記載事項に不正があることが判明した場合は、採用を取り消す場合があります。